

- 1 件 名 県立むこがわ特別支援引越業務一式
- 2 概 要 現校舎から新校舎への移転作業
- 3 履行期間 令和7年5月3日～5月11日の間の学校が指定する期間  
(耐震固定、手直し、検査等含む)
- 4 履行場所 〒663-8001 西宮市田近野町 10-45 (兵庫県立むこがわ特別支援学校)
- 5 履行内容

(1)基礎資料の作成

受託者は引越業務の実施に先立ち、次の基礎資料を作成し、本校の承認を得ること。

- ① 行程表 ②運営体制図(作業従事者名簿、緊急時の連絡体制) ③安全管理に関する資料
- ④セキュリティ(対象物品の情報漏洩、紛失防止対策)に関する資料

(2)説明会の開催

受託者は、学校が指示する日時において、当該引越業務に関する手順や梱包の仕方、注意事項等について、本校教職員に対しての説明会を実施すること。説明会に必要な資料等は、受託者が作成すること。

(3)梱包資材等の提供及び回収

受託者は、学校が指示する数量の梱包資材(段ボール、番号ラベル、テープ等)を学校が指示する日時に提供するものとする。また、追加の指示がある場合は、それに応じること。

また、作業終了後は、相当期間経過後に使用済み梱包資材を回収すること。

(4)移転作業の実施

別添「移転物品リスト」及び番号ラベルに従い、引越作業の実施。なお、「移転物品リスト」に記載していないものについては、学校の指示に従うこと。また、以下のものについては、記しているとおりに実施すること。

①書庫等オフィス家具

既存の耐震固定の取り外し、移転先において耐震固定を施し直すこと。

②パソコンなどのOA機器

適切な梱包を施した後、移転先にて開梱作業を行うこと。(OA機器のケーブル取り外しや取り付け作業は業務外とする。)

③書類関係ほか

機密性の高い書類関係については、個数管理を行うこと。(梱包及び開梱作業は業務外とする。)

(5)検査及び検収

受託者はすべての作業が完了した後、学校担当者の立会いのもと検査を受けること。検査に合格しない場合、受託者は誠意を持って改善に努め、改めて検査を受けること。

6 作業条件

(1)搬出入の養生について

搬出入に関する経路、エレベーターは完全養生を施すこととし、学校担当者の確認を受けること。また、その他の養生は下記のとおりとすること。

①床養生

搬入導線及び荷物滞留場所は、養生シートを敷設のうえ、青ベニヤ等のプラスチック製ベニヤを敷設すること。

②壁養生

エントランス及びエレベーター周りは、高さ 1800 mm程度の板ダンボールを敷設すること。

各部屋への導線には高さ 900 mm程度の板ダンボールを敷設すること。

上記板ダンボールでの養生は、L字の養生立て等を使用し、壁固定を施すこと。

### ③エレベーター養生

特に強固なパネル養生を敷設すること。

※養生期間は、学校担当者の指示に従うこと。

### (2)エレベーターの使用について

受託者は、他の業者と十分調整のうえ使用すること。

### (3)安全配慮の指導及び管理指導について

作業前に安全確認ミーティングを行い、安全点検確認及び作業内容の報告確認を行うこと。

## 7 再委託について

(1) 受託者は、主たる業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、事前に学校の承諾を得なければならない。

## 8 移転物品の紛失、破損、作業中の事故及び補償について

すべて受託者の責任において、補償すること。

## 9 作業報告書の提出について、

業務完了し学校担当者の検査を受けた後、受託者は速やかに学校担当者へ報告書を提出すること。

## 10 秘密の保持について

受託者は、業務を行うために施設に立ち入ることができる。ただし、次のことを遵守しなければならない。

(1) 当該施設の服務規律を尊重し、業務上知り得た施設の機密を他へ漏らしてはならない。

(2) 業務上必要のない場所へ立ち入ったり、必要のない器物に触れてはならない。

(3) 電気、水道等の使用、扉等の開閉については後始末を確実にすること。

## 11 その他

(1) 大量の什器等を移設する予定であることから、入札参加希望者は必ず現地確認を行うこと。

(2) 原則、現校舎にある什器等はすべて移転する予定なので、学校が作成する「移転物品リスト」から漏れている什器等であっても、すべて学校の指示に従い対応すること。

(3) 本仕様にかかるすべての費用（人件費、運搬車両費、梱包資材、保険料等各種諸経費等）について、入札金額に含めること。

(4) 学校が求める各種調査及び状況報告に応じること。

(5) 学校が受託者に貸与する学校配置図面は十分注意して保管し、本業務が終了すれば直ちに全て返還しなければならない。

(6) 本仕様書に定めのないものについては、兵庫県財務規則(昭和 39 年兵庫県規則第 31 号)によるほか、必要に応じて学校と受託者が協議するものとする。

本仕様に関する問い合わせ

〒663-8001 西宮市田近野町 10-45

兵庫県立むこがわ特別支援学校(担当:坂本)

電話(0798)61-3630 FAX(0798)53-1070